

〈学界動向〉

南フランスの農奴制 (1)

—研究史の試み—

桂 秀 行

Serfdom in Medieval Southern France (1)

: A Research History

Katsura, Hideyuki

Abstract

The purpose of this article is to trace trends from the end of the 19th century to the present in research of serfdom in medieval southern France.

Thanks to the publication of the *Coutumes de Toulouse* in 1884, the existence of serfdom in southern France has been known about from early times, but without regional study of the whole society, this special condition of serfdom was considered only a milder part of an imperfect feudal society. M. Bloch, who established the fundamentals of the study of serfdom in France, lamented the lack of research in this field for southern France, indicating the existence of real serfdom there. In the mid-20th century, P. Ourliac then closed this gap by analyzing the details of serfdom in the southern France region, especially the issue of servile homage. However, his research did not offer a wider view of society as a whole.

From a little before 1970, the new wave of the 'Meridional School' began, producing innumerable studies that tried to paint a complete picture of southern French society, including serfdom. Above all, P. Bonnassie examined servitude in the development of medieval society: first in Catalonia, and then extending the same pattern into southern France and finally, with some deviations, into the whole of

Europe. His emphasis fell on the following two points. First, slavery survived the fall of the Roman Empire and continued up until the 11th century, following a pattern of repeated decline and revival. Second, in the 11th century, the establishment of banal lordship cast down all the peasantry (including free men, slaves, and emancipated slaves) into a servile position, from which many peasants escaped during the process of normalization in the 12th century and afterward. Servile peasants who were left behind were considered more and more as serfs in the legal sense of the term.

After the late 1990s, meridional serfdom has tended to be considered within the field of study of 'new serfdom'. In the 12th century and after, against the current of liberty (such as the development of towns, *incastellamento*, and the clearance of land with the construction of new villages), landlords reorganized their domains by binding to themselves peasants who were charged with a unit of landholding (*manse*, *mansata*, *casalagium*). Therefore, the peasants thrown into the condition of servitude in this process were, in general, comparatively wealthy.

目次

はじめに

一 旧時の一般的傾向

- (1) 19世紀に於けるトゥールーズ慣習法の刊行
- (2) M. ブロックと南フランスの農奴制
- (3) P. ウルリヤックの研究
- (4) グロン父子の研究 [以上本号]

二 「封建的変動論」と農奴制

- (1) P. ボナッシーによるカタロニア農奴制研究
- (2) P. ボナッシーの農奴制研究と D. バルテルミーによる批判

三 南フランス農奴制研究の現況

- (1) 属地的農奴制
 - a. カタロニア地方の *homines de remensa*
 - b. ガスコーニュ地方の *questales*
 - c. 低地ラングドック地方の *homines de mansata*
- (2) 「新たな農奴制」をめぐって

おわりに

はじめに

本稿はフランス中世史学界に於ける南フランスの農奴制研究の近況を概観しようとするものである。このような試みのさしあたりの意味は、我が国に於いては従来この地方の農奴制の実態が殆ど紹介されていなかった¹という点に求められよう。しかしながら、筆者の念頭にはそうしたいわば消極的な意味づけを越えて、フランス中世史学に於いてここ30年ないし40年来の顕著な傾向として現れている、南フランス史の重要性の高まりという趨勢がある。かつて「不完全封建社会」と性格づけられ、中世史研究の周縁に置き去りにされていた南フランス諸地方について、1970年前後の時期から密度の高い実証研究が相次いで発表され、従来の研究上の間隙が急速に埋められていった。その結果、南フランス地域史研究がヨーロッパ中世社会研究に於いて市民権を得たというにとどまらず、その残存史料の豊富さや北ヨーロッパとは異なった史料傾向ゆえに新たな知見を加え、また新たな視角を生み出すにいたっている。こうした経緯やその孕む問題全般については、既に別稿に於いて詳細に論じる機会を持った²。ここではただ、同じ問題関連のなかで農奴制の問題のみを取り上げて直近の研究状況まで辿り、近年のフランス史学に於ける農奴制概念の変貌について南フランス地域史研究を通して紹介することにしたい。

南フランスとしては、疑いなくその中核をなすラングドック地方を主たる対象とする。しかし明らかに類似の社会構造のなかで、中世盛期以来農奴制がより深く進行しより長く維持されたカタロニア地方やガスコーニュ地方に関する研究も、比較史の素材としてしばしば言及することがある。類似の社会構造を持ち、農奴制の発展に関しても明らかに似通った傾向を見出しうるこうした隣接地域との類似と相違を明らかにすることが、翻ってラングドック地方の農奴制の在り方を的確に理解するために極めて有益であると考えられるばかりでなく、20世紀後半以降、相互の研究上の強い繋がり（とくに、

カタロニア中世史研究の南フランス中世史研究に対する強い影響)が認められるからである³。

研究史を叙述するにあたり、3つの時期に区分することにした。第一はさしあたり19世紀末頃を起点にして1960年代まで、南フランス中世社会が都市史などに於ける例外⁴を除いて未開拓の時代である。その結果、北フランスの「古典的封建制」に対して、南フランスの「不完全封建制」という理解が生まれた。農奴制研究についても体系的な研究を欠いたまま議論の端に登場するにすぎない状況が続いていた。専ら南フランスにあてられた研究でも、比較史の視点と長期的展望を欠いていたのである。(第一章)第二の時期は1970年前後に始まる南フランス地域史研究興隆の時代である。一方では南フランス中世社会について「不完全封建制」と規定する第一の時期の傾向を受け継ぎ、豊富な史料をもとにしてそれに基礎づけを与えようとする流れ(第一章に含めて記述)、そして他方では紀元千年頃に封建社会の成立をみるG. デュビーの立論⁵と同調する流れが真っ向から対立していたが、やがて後者が主流をなしてゆく(第二章)。第三の時期。1990年代に入る頃、D. バルテルミーがデュビーの立論を「封建的変動論」と呼んで批判を開始したのを機に⁶、全欧的規模で論争が巻き起こったことは記憶に新しい。農奴制の問題も論点の一つであったが(第二章に含めて記述)、「封建的変動論」に関わる論争が21世紀に入る頃に下火になった後も、なお引き続き議論が続き、新たな展開をみせているのである。今日では最初から一般化を目指すのではなく、地域ごとの研究を深める努力が行われているように思われる。そして南フランスの農奴制研究について言えば、第二の時期とはっきりとした断絶が認められるわけではないものの、「新たな農奴制」という枠組みの中で議論が行われ⁷、11世紀(「封建的変動」期)にみられた変化よりも12～13世紀に同地で成立する農奴制の「新しさ」が強調される傾向がみてとれよう。同時に、南フランス農奴制に関する新たな知見が付け加えられてもいる。こうした最新の研究成果にも言及したい。(第三章)

南フランスの農奴制(1)

注

- 1 僅かに、1960年前後の時期に、南フランス中世社会の研究動向を概括した渡邊昌美氏の次の論文のなかで、農奴制研究の状況に言及があるくらいであり、その叙述自体が本文中でも確認するような20世紀前半までの研究の不在を示している。渡邊昌美「中世南フランス史研究の覚書—異端と騒乱の時代から、而して執政府制度を中心として—」『史学雑誌』66-3(1957年)、50-51頁。同「南欧の封建社会—南フランス、特にラングドックの場合」『歴史教育』9-6(1961年)、29-30頁。また、中世末期のトゥールーズ地方に於ける分益小作制度について考察した誉田保之氏の論考のなかで、同地方の農奴制が扱われている。誉田保之「中世後期南フランスにおける分益小作制の展開について(1)—トゥールーズ市周辺地域についての一試論—」『北九州大学開学十五周年記念論文集』、1961年、68頁。
- 2 拙稿「南フランス封建社会研究の現況(1)(2)(3)(4)—最近のフランス中世史学界の動向から—」『愛知大学経済論集』第173号-176号(2007年-2008年)。
- 3 他方で、プロヴァンス地方からブルゴーニュ地方にいたる南東フランスも中世盛期に農奴制の発達をみた地域として知られているが、本稿の主たる対象はラングドック地方を中心として、南西フランスに限定される。しかし前者も適宜比較の素材としてとして言及することはある。
- 4 個別都市史の研究が非常に数多く存在するのはもちろんであるが、A. デュポンの南仏中世都市史に関する総合的研究が早い時期に書かれている。A. Dupont, *Les cités de la Narbonnaise première depuis les invasions germaniques jusqu'à l'apparition du consulat*, Nîmes, 1942.
- 5 G. Duby, *La société aux XI^e et XII^e siècles dans la région mâconnaise*, Paris, 1953.
- 6 D. Barthélemy, "La mutation féodale a-t-elle eu lieu ? (Note critique)", *Annales ESC*, 47 (1992).
- 7 1990年代末葉以来、西欧のさまざまな地域に於ける農奴制の比較を主題に掲げた研究集会が各地で連続して数回開催されている。そのなかでは、「新たな農奴制」がクローズアップされ、南フランス諸地方はこの概念が妥当する中心的な地域として位置づけられているのである。研究集会の詳細については、本稿後出・第三章(2)節を参照。

一 旧時の一般的傾向

(1) 19世紀に於けるトゥールーズ慣習法の刊行

20世紀半ば近くまで南フランスの農奴制研究は、同地方の中世社会研究の著しい立ち遅れを反映して空白にも等しい状況であった。十分な史料的基础づけもなく北フランスと同質の農奴制が提示されるか、せいぜいのところ定着の不完全さが地域的個性として指摘されるかであった。

最大の例外は19世紀末のA.タルディフによる業績であろう。彼はトゥールーズ慣習法(1286年編纂)を刊行し¹、同時に同慣習法と半世紀近く前に刊行されていたモンプリエ慣習法(1204年編纂, 1205年補完法編纂)²を基にして、13世紀に於ける南フランスの私法に関する詳細な研究を公にしている³。トゥールーズ慣習法では、同地方に存在した農奴制に関わる条項が少なからず含まれていた(全183条中12の条項⁴)、13世紀末時点での農奴制の存在とかなり詳細な実態が明らかにされたのである。

農奴制に関わる条項は殆どが「オマーージュについて」という小見出しのもとに纏められている⁵。後にみるように、南フランスの農奴制は一般にいわゆる「隷属オマーージュ」と結びついているのである。農奴はオマーージュによって自分自身と子孫とを主人への隷属下に置くのであるが、それにより彼は自由人とは異なった法的境遇を受け取ることになる。

条文では二種類の農奴が区別されている。すなわち、*homo de corpore* および *homo de casalagio* である。前者 *homo de corpore* は直訳すれば「体僕」であるが、主人に対して人格的に隷属している農奴である。他方後者について言えば、*casalagium* とは隷属地を意味する。したがって *homo de casalagio* とは「属地的農奴」と呼ぶべき農奴であって、隷属性が保有する土地から人に移行して保有者が農奴身分に落ちる。しかし隷属地を保有するにいたった時、必ず隷属オマーージュが行われた。したがって、現実に存在する農奴は、*homo de corpore et casalagio* か *homo de corpore (sine casalagio)*

の二種類であることになろう。条文中に *casalagium* が隷属地の意味で孤立して現れることはあっても、*homo de casalagio* という属地性のみを規定した表現は皆無である⁶。

農奴身分は世襲される。父母のうち少なくともいずれか一方が農奴ならば、そこから生まれる子供は、男であれ女であれ農奴身分を受け継ぐ(154条⁷)。したがってトゥールーズ地方では、「劣性が優性を凌ぐ」という原則が成り立っていたのである。市民に隷属する農奴に関して、父系の世襲が強調されているが(母系の世襲について否定されているわけではない)(150条⁸)、このことは、よく知られているように『ボーヴェジ慣習法』が「子は腹に従う」という母系の世襲を規定しているのとは対照をなしている⁹。

さて、オマージュを行うことによって、ある主人に対する隷属が成立する、あるいは確認される。その結果農奴となりあるいはそうであることが確認された者は、法的欠格者として扱われる。この「法的欠格」に関して、二つの問題が規定されている。第一は相続権を含む財産の処分権について、第二は恣意税を含む主人の恣意的権力の行使について。

農奴は主人から保有する隷属地(不動産)については自由な処分権を一切持たない。したがって主人の承認なく他人に贈与・売却したり、直系の嗣子のない場合に遺言によって自由に遺贈したりすることはできない(148条¹⁰)。また農奴が所有している、あるいは獲得した自有地であれ、主人から他の名目で保有する土地であれ全て隷属地と見做されたため、同じ規定に従うことになるのである(155条¹¹)。そして、農奴が別の領主から受けている土地についてすら、その領主の権利を留保しつつ、農奴の主人の一定の支配を規定している。すなわち、農奴はこのような土地に関しては、土地領主の同意だけで自由に譲渡できるが、移譲を完了せず土地領主の同意を求めている段階で死亡した場合には、農奴の主人は土地領主が当該の土地ゆえに有する権利を保障したうえで、譲渡予定者をさし措いて土地を自らに帰属させることができるという(148条¹²)。

他方、農奴の動産に対する処分権は広範に認められていた。動産については、生存中に、主人の意向にかかわりなく、他人に売却や贈与を行うことができる。生存中に移譲を完了するならば、遺贈することもできる（147条¹³、149条¹⁴）。また自由に家畜の賃貸しを受けることも可能である（149条¹⁴）。

次に主人による恣意的権力の行使について。155^a条では、トゥールーズとその *dex*（都市の影響圏内の農村地帯）に於ける慣習として、市民に隷属する農奴の境遇が語られる。農奴であることを認めたならば、「教会、修道院、アジール *salvitas* の内外、あるいはあらゆる場所で¹⁵」主人に奉仕することが求められる。そして、主人は農奴本人とその後裔に対して「恣意的な税を課し、かつ彼等を自らに一身に従属する隷属民として用いることができる¹⁶」という。しかし152条では、都市内での慣習として、「トゥールーズの騎士、ブル住民、シテ住民、あるいはその他の市民は、自らの権威のもと自分の農奴に対して、都市トゥールーズ内で、トゥールーズの囲壁ないし市門あるいは防備施設の内側に在るいかなる場所に於いても、捕縛したり、恣意的な税を課したり、抵当に入れたり、あるいはいかなるやり方であれ、暴力を加えてはならない¹⁷」とされていて、恣意的権力の行使が制限されているのである。上記155^a条の内容と齟齬があるように思われるが、おそらく152条の方が時間的に遅いと推測できる。都市の発達とともに囲壁内が平和領域として認識されて「市風自由」の原則が確立するとともに、市民に従属する農奴は都市内居住によっても解放されないにせよ、その境遇は改善されたのであろう。因みに155^a条はフランス王権によって拒否された慣習に属しているのである。おそらく、都市外では同様の慣習は存続し続けていたと考えるのが妥当であろう。

以上のように、1884年に刊行された同慣習法は13世紀末の時点でのトゥールーズ地方の農奴の境遇をかなり詳細に明らかにするが、南フランス中世社会の研究の立ち遅れから、それを歴史的に位置づけ、他地域との有効な比較を行うことは困難であった。実際刊行者であるタルディフの1886年に公に

南フランスの農奴制 (1)

された上述の研究は、こうした慣習法から得られる農奴制の状況をただ叙述する以上のことは行っていない。タルディフの業績から10年余り後に出版されたA. コンバカルの研究は¹⁸、南フランスを対象とした最初の農奴制研究であるが、結局のところ北フランスと同一の農奴制を見出し、同一の一般的特徴を概括するにとどまっている。法的境遇が北フランスに較べてより穏やかである点のみが、唯一示された地域的特性であるというのだ。このような結論のなかには、ただ南フランス中世社会および農奴制に関する研究の立ち遅れを読み取ることができるだけであろう。

(2) M. ブロックと南フランスの農奴制

中世の隷属民の問題に多大な関心を寄せていたM・ブロックは、南フランス諸地域を対象とする研究の欠如を嘆きつつも、*homo de casalagio*のなかにその地域的特性を感じとっていた¹⁹。というのは、彼は専ら北ヨーロッパの史料に基づきながら、農奴制は成立当初人格的 *personnel* な性格を専らとしていたが、中世末期には属地的 *réel* な性格が強くなるという発展図式を思い描いていたからに他ならない²⁰。とするならば、南フランスに於ける *homo de casalagio* の出現時期が重要になるろうが、古代コロナートゥス制との何らかの繋がりを示唆するもの²¹、それ以上の究明は行っていない。「すべての問題は再検討しなければならない²²」という。

(3) P. ウルリヤックの研究

1970年前後の時期から南フランス中世社会の研究が活況を帯び始め、その後大きな潮流となって従来の研究上の空白を急速に埋めていった。しかし初発は、長い研究上の空白期に創られた「不完全封建制」というイメージを、地域の豊富な史料を体系的に用いつつ肉付けしようとする流れが優勢であった。その代表格がE. マニユ＝ノルティエであって、1974年に出版された学位論文によって研究の全体像が示されたのである²³。南フランス中世社会は

カロリング期以来相互の誠実誓約によって水平に結びついたアリストクラシーが公権力を独占しつつ支配する社会であり、垂直的な関係を創出する封建制（封主＝封臣関係）はアルビジョア十字軍以降フランス王権の影響のもとに遅れて導入された外来の制度に他ならないという。

法制史家 P. ウルリヤックは、マニユ＝ノルティエの研究をほぼ全面的に支持しかつそれに依拠しながら、「封建制無き中世社会」のイメージを盛んに主張したのであるが²⁴、彼は他方で、それよりもはるか以前から南フランスの農奴制の研究に取り組んでおり、史料に基づきながらその地域的特性を把握しようとした最初の研究者でもあったのである。1951年に発表された短い論文に於いて彼は、かつて P. プトが一般的な脈絡のなかで取り上げた「隷属オマージュ」を²⁵、南フランスの農奴制を特徴づける慣行であると考え、オート＝ガロンヌ県立古文書館所蔵の膨大なマルタ（ヨハネ）騎士修道会文書のうち、12世紀および13世紀に数多くの農奴が見出される3つの村（Caignac, Pouvourville, Puysubran）に係わる文書を分析することによって、この慣行の実態を描き出している²⁶。オマージュの儀式自体は、貴族層内部で封主＝封臣関係を締結する際に行われるものと何ら変わりはない。ただ、オマージュを捧げるのがより下位の階層に属する者であるので、オマージュゆえに隷属身分に陥る点が異なるだけである。隷属身分は世襲される。したがって、自由人が隷属オマージュを行う際には、彼自身のみならずその後裔とともに主人に捧げるのである。

また、当地方の農奴制には通常人格的側面と同時に属地的側面が伴っており、オマージュの際にさらに現在および将来の全ての財産（動産および不動産）も主人に捧げ、当該財産移転の自由を失う。つまり、トゥールーズ慣習法の言う *homo de corpore et casalagio* が農奴の一般的な形態であったのである²⁷。しかしこの論文においてウルリヤックは、南フランスの農奴制の特色として、古代ローマのコロナートゥス制の思い出が刻み付けた属地的性格を見ようとする M. ブロックの着想は退けている²⁸。隷属オマージュに起源

を持つゆえにあくまで人格的絆が本質的な側面であると考えるのである。しかし、叙述は隷属オーマージュの実態の具体的分析に終始し、農奴制を歴史的脈絡に位置づけようとする志向は弱い。

さて、1970年代になって出された二編の論文では²⁹、同じくトゥールーズ地方を主たる研究対象としながら、農奴制の歴史的な位置づけを問題にしているが、その際には一転してM. ブロックの上記のような着想を承認するところから出発する。北フランスの農奴制は人格的な性格が属地的な性格に先行して現れるのに対して、南フランスでは逆に属地的な性格が先行する³⁰。中世盛期になってトゥールーズ地方では農奴を表現する言葉は1170年頃まで史料に現れない³¹。さらに確認される最古の隷属オーマージュも同時期のものである³²。しかし、はるか以前から事実上の隷属民の存在は数多く確認されるのであって、それは南フランスが有する「ドマニアルな伝統」に基礎をもち、ひいては古きコロナートゥス制の思い出に繋がるものであるという³³。こうして11世紀以来、史料は土地とともに、あるいは土地を伴うことなく売買・譲渡される農民の姿を伝えているのである。地方によっては *hommes <naturels>* という特徴的な名で総称されるが³⁴、先祖代々同じ領主からの保有地 *tenentia* に住みつつ、その支配 *dominatio* に服してきた農民に他ならない³⁵。まさにトゥールーズ地方に於いて、後代まで全ての土地保有（トゥールーズ地方では、平民保有地は '*fief roturier*' の名で呼ばれた）が領主の土地裁判権を伴っていたことは、その名残であると考えられる³⁶。当時のそうした農民たちの境遇についてははっきりしないが、ウルリヤックは保有地を離れる自由はなかったものとみている。とはいえ、農民たちの側に逃亡する動機は殆ど存在しなかった。「社会組織は緊密に編まれており、ある支配者、あるいはある裁判権保持者の保護を期待することはできなかったのである³⁷。」

しかしながら1150年頃を境に、状況は急激に変化する³⁸。人口のめざましい増加とともに開墾が進められた結果、新村³⁹が数を増し、「自由」の立

地として旧来からの土地領主体制にあちこちで風穴を開けていた。何よりもトゥールーズの吸引力は、都市の急速な発達とともにいやがうえにも高まっていた。農民たちに新天地への移動の可能性が生まれたのである。実際この時期に、都市トゥールーズへの移住について領主の承認を伝える文書が残されている⁴⁰。おそらくは、密かな逃散も多かったものと想像される。こうして、一方で旧来の土地領主と、他方で新村や都市との緊張が生じたのである。土地領主の側は支配下の農民を手元に留めるために、隷属オマージュによって人格的隷属下に置くという手段を用い始めた。従来から農民は土地領主にさまざまな賦課租を負っており、またさまざまな隷属的な義務に服していた。今や、そうした賦課租や義務全体がオマージュに由来すると考えられるようになる。そして、隷属オマージュを捧げた者が特別な隷属身分として観念され、農奴と称されるにいたる⁴¹。このようにして、都市および農村部で自由の増大するまさに同時期に、農奴身分が史料に現れることになるのである。

農民の側からみれば、アルビジョア十字軍前夜のこの時期は社会不安の増大によって常に身の安全を考える必要性に迫られていた。ましてアルビジョア十字軍の最中については言うに及ばない。彼等には正反対の方向性をもつ二様の手段が与えられていた。すなわち、自由か、隷属かである。一方で領主の承認の有無はともかく、新村（例外なく集村）ないし都市に移住して集団生活のなかに安全を見出すか、逆に領主との人格的紐帯を強めることによってより確実な安全を保証してもらうかである。後者の方がより日常的で手近な手段であったと言えよう。たとえば、1210年頃、アルビジョア十字軍を率いたシモン・ドゥ・モンフォールがカルカソンヌ、ラヴォール、トゥールーズと進軍しようとしていたまさにその時に、ローラゲ地方を中心に隷属オマージュが集中して記録に残されている⁴²。他方、十字軍側からすれば、このような人格的な絆の強化は、征服・支配には不都合であった。1212年にシモンがパミエに於いて布告した法令⁴³は、農奴が財産さえ（不動産の

南フランスの農奴制(1)

みならず動産も)放棄するならば、自らの意思で自由に領主を変更することができる旨を定めている。後のフランス王権も南フランス農奴制に対する禁圧政策を維持している。

ウルリヤックは中世南フランス社会に古代的な社会秩序の残存を認めたくえて、新村建設や都市自治の発達が著しい12世紀後半、特にアルビジョア十字軍前夜に、農奴制の発達をみようとする。さらに封建制はその後フランス王権の支配が深化するとともに北フランスの慣行として不完全ながら導入される。こうした彼の考え方は、いわゆる「不完全封建制」論に連なる議論であると言えよう。

既述のように、ウルリヤックによれば、最初に確認できる隷属オマージュおよび初出の農奴を表現する用語 (*homo de corpore et casalagio* あるいは *homo de corpore sine casalagio*)は12世紀の第3三分期のものである。他方、トゥールーズ地方ではフランス王権の政策により、1270年を過ぎると隷属オマージュはもはや見出されないという⁴⁴。しかしながら、近年になってM.ムーニエが同じ地方を対象により広範な史料探索を行った結果⁴⁵、隷属オマージュの初出は1141年⁴⁶、さらに、オマージュを指示する用語は見出されなくとも、*homines per manus*のようにオマージュの存在を推測させる表現まで含めれば⁴⁷、11世紀末にまで遡ることができるとしている。また、オマージュの下限についても、フランス王権の姿勢にもかかわらず、1270年を越えてなお見出しうるという。(13世紀いっばいの確認を行っている。)このようにして、ウルリヤックが農奴制の出現と外生的な危機とを、また農奴制の終焉とフランス王権からの外圧とをあまりにも短絡的に結びつけてしまい、内的な緊張の検証を等閑にしている点を批判しているのである。

(4) グロン父子⁴⁸の研究

グロン父子は同じ頃低地ラングドックのアグド地方を対象にして研究を行い⁴⁹、12世紀後半から14世紀初頭にかけて同地方に農奴制が存在したこと

を明らかにしている。南フランスに於いて農奴制が従来考えられていた以上の地理的拡がりをみせていたことになろう⁵⁰。より西部のナルボンヌ地方では13世紀初頭になっても、農奴制の痕跡が存続しているが、他方で東部のマグロヌおよびニーム司教区では、セヴェンヌ山地の渓谷を除けば、農奴制の消滅が早い⁵¹として、低地ラングドック地方の地域ごとの濃淡を描いている⁵²。

彼等の議論のなかで注目しなければならないのは、とくに13世紀について、農奴の数の多さを強調していることである。1236年頃アグド司教と司教座聖堂参事会との間でいくつかの係争がもちあがったが、両者の合意によりベジエ司教およびナルボンヌ副司教の仲裁裁定に委ねられた。下された判決のなかで、件の二名の仲裁者は、聖堂参事会側に帰属する農奴たちに係わって、彼等の状況が不確かなことから両当事者の紛争の種になっている点を指摘しつつ、問題となる農奴たち全員の名前を逐一確認している⁵³。そこには、時に血縁関係を伴う100名を越える名前が列記されているが、基本的には家長の名前のみが記されているようである。この事例は少なくとも13世紀について、南フランスに於ける農奴の数を低く見積もる従来の通説を見直すことを要請していると言えよう。

また時間的拡がりに関しても、アグド地方では高地ラングドック地方に比較して、農奴は僅かながらより早期に史料に現れ、より根強く残存するという⁵⁴。

アグド地方に於いても二種の農奴が存在した。すなわち、*homo de corpore* と *homo de masata* である。内容はトゥールーズ地方の場合と差異はないが、ここでは隷属地を指すのに、*casalagium* に代わって *masata* という用語が用いられている。グロン父子は農奴制の発展に関するM. ブロックの古典的図式に従って、人格的隷属を表す前者が時代的に先行し、後になって徐々に後者が発達すると考えている。そうした属地的な隷属身分の発達の結果に、村落全体あるいはある小地域全体の住民の隷属化が位置づけられる

という⁵⁵。この議論は南フランス農奴制の特殊性を強調する上述のウルリヤックの考え方と真っ向から対立するため、その批判を浴びている⁵⁶。法制史家であるA. グロンは農奴制概念が確立してゆく際のローマ法の発達とその注釈者の役割を強調しつつ、古代ローマ社会の生み出した観念の中世社会への影響を論じている⁵⁷。とはいえ、グロン父子の議論には南フランス社会全体の長期的発展のうちに農奴制を位置づけるという視点は弱いように思われる。

さて、人格的か属地的かを問わず、基本的には隷属オマージュが要求された。それに加えて、農奴の拘束や賦課租が存在したという⁵⁸。グロン父子は、上述のアグド司教と司教座聖堂参事会との係争に係わるものと考えられる二点の未刊行史料(1236年)を紹介、刊行している⁵⁹。第一の史料では、聖堂参事会に属する農奴の四大家族が、第二の史料では、同じく五大家族が、先祖代々農奴身分であったことを承認し、同参事会に隷属オマージュを行っている。前者は人格的隷属に服し、後者は属地的隷属に服していたことが、文面から推測される。

上記第一の史料では、参事会への隷属ゆえに負う賦課租として *quista, tallia seu talliae, districtus, servicia, exactiones* が列記されている。具体的中身は記されていないものの、多かれ少なかれ領主側の恣意に基づいて要求される賦課租ないし奉仕を意味するのであろう。さらに続けて全ての *plenissima jurisdictio* が挙げられているが、これについても内容の記載はない。しかし農奴に対して特別に広範な裁判権が想定されていることは確実である。

次に第二の史料であるが、ここでは農奴は、「隷属地とオマージュの証しとして⁶⁰」毎年2デナリウスから15デナリウスまで各々異なった額の賦課租の供出を義務づけられている。加えて、自らの牛を用いての夫役 (*unum boerium*) が課せられている。さらに第一の史料と同様に、*plenissima* (*plena* という表現も認められる) *jurisdictio* に服することが定められている。

グロン父子はまた、Laurens 村⁶¹で1270年に行われた集団的農奴解放に関する研究を行っている⁶²。この年に領主である Bernard de Fouzilhon とその家族は、60リブラの解放金と引き換えに、同村の50名ばかりの住民を「農奴身分から⁶³」解放している。その際に注目しなければならないのは、農奴身分に付随する賦課租や奉仕が土地保有に基づく賦課租とはっきりと区別されたうえで、その撤廃が定められている点である。前者を項目別に分類して示すならば次のようになろう。すなわち、恣意的賦課租 (*questa, talia, colecta, exactio, forciae*)、宿泊税 (*albergia*)、種々の夫役 (*boaria, asinaria, calcatores, jornales, opera, angariae, parangariae*⁶⁴) である。そしてそれらは人格的奉仕 (*servitii personales*)、あるいは *exactiones* と総称されている。また、後者としては、種々の慣習的賦課租 (*tasqua, usatica, agreria, dominium*) が挙げられ、領主に残される権利として留保されている。さらに加えて、「宿泊税を我々(領主)に供出せねばならない者たちの⁶⁵」宿泊税 (*albergia*) も留保されているが、上記の廃止されるべき宿泊税との違いは賦課の根拠に求められるのであろう。

また自由身分の住民には慣習的に認められていたものと思われる入会権(放牧、伐木、どんぐり拾いなど)、同じく狩猟禁止区域を除く領域での狩猟権が新たに認められている。

「隷属地として⁶⁶」土地を保有している場合には、以後それを通常の「サンス保有地として⁶⁷」保有することとしている。したがって、毎年一定額の定額地代の支払いのみで自由に当該の土地を保有でき、またこの保有地を自由に他人に譲渡することができるようになったのである。但し、譲渡する場合、他のサンス保有地と同じく、領主に一定の譲渡税を支払う義務を負い、また聖所および騎士に対しての譲渡は厳禁される⁶⁸。

注

- 1 A. Tardif, *Coutumes de Toulouse*, Paris, 1884. 後に新たな刊本が、編纂直後に一法律家によって作成されたその註釈とともに出版されている。H. Gilles, *Les*

南フランスの農奴制(1)

- coutumes de Toulouse (1286) et leur premier commentaire (1296)*, Toulouse, 1969.
- 2 *Thalamus Parvus: Le Petit Thalamus de Montpellier*, Montpellier, 1840, Première partie: les coutumes, pp.2-70.
- 3 A. Tardif, *Le droit privé au XIII^e siècle: d'après les coutumes de Toulouse et de Montpellier*, Paris, 1886. 農奴制に関する記述は, pp.23-30.
- 4 1286年のトゥールーズ慣習法はラングドック地方が既にフランス王権の支配下に置かれた時代に編纂されたため, 同王権の「検閲」を受けて一部が拒否されている。少し後にコンスルの決定によって始められた都市帳簿 *Livre Blanc* には, 拒否された条項も含めた全体が収録されて今日に伝わっているため, 旧来の慣習法とフランス王権からの働きかけの双方を知ることができる。全体で183条項中拒否されたのは23の条項, 農奴制にかかわる12条項中拒否されたのは2条項である。なお, フランス王権によるトゥールーズ慣習法の承認過程については, 次の文献を参照されたい。函師宣忠「中世フランス王権による南仏支配と慣習法—『トゥールーズ慣習法』の承認をめぐって—」『洛北史学』5(2003年)。
- 5 147条~155条, 155^a条, 155^b条の11の条項。(アルファベットの添え字が付いている番号はフランス王権によって拒否された条項) 続く「トゥールーズ市民のインミュニテについて」という小見出しに属する156条にも, 一部に農奴制に関わる文章が見出される。
- 6 A. タルディフのトゥールーズ慣習法の刊本では, 155^a条に *homines ... de corpore sive casalagio* が現れ, *homo de casalagio* が単独で存在しているようにみえるが, これは判読ミス, あるいはおそらく誤植であるようだ。実際, H. ジルの刊本では, *sive* は *sine* となっている。タルディフ自身の研究でも, 上記のような表現は問題になっていない。
- 7 *'si aliquis homo ligius de corpore et casalagio vel de corpore sine casalagio, qui sit alicujus domini, contrahat matrimonium cum aliqua muliere que sit libera, vel habeat uxorem liberam unde filii seu filie procreentur, vel aliqua femina ligia de corpore et casalagio vel de corpore sine casalagio que sit alicujus domini, contrahat matrimonium cum aliquo homine qui sit liber vel habeat maritum liberum, et ex illis filii seu filie procreentur, dicti filii seu filie genite vel geniti in utroque casu predictorum conditionem hominum secuntur vel veniunt in dominium dicti domini et sunt homines ligii illius domini, ...'*
- 8 *'si aliquis civis Tolose habeat hominem de corpore et casalagio et ille homo habeat filium vel filios vel filias vel filiam, illi filii et ille filie sunt homines domini supra dicti sicut eorum pater, quamvis matrem habeant liberam illi filii*

et filie supra dicti.'

- 9 Ph. de Beaumanoir, *Les Coutumes de Beauvaisis*, 2 vols., Paris, 1899-1900, t. II, pp.223-224, art.1434. なお、同慣習法には以下の邦訳がある。塙浩訳著『ボマノワール「ボヴェジ慣習法書」』（塙浩著作集2）信山社、1992年。
- 10 *'de immobilibus, scilicet casalagio vel feudis que tenent a domino suo et aliis libere possessis non detentis a domino vel dominis feudorum, nichil potest homo de corpore sine assensu dicti domini ordinare vel facere inter vivos vel etiam in ultima voluntate. ...'*
- 11 *'si aliquis homo ligius de corpore et casalagio alicujus civis Tholose habet aliquem fundum vel honorem liberum pro quo alii dare oblias, census vel alias dominationes facere non teneatur, ille fundus et honor liber tenetur a domino suo cujus est homo et sicut alii honores de casalagio supra dicto. ...'*
- 12 *'Si vero habeat feuda que teneat ab alio quam a domino suo, ille homo potest ea de consuetudine et de consilio domini feudi contra voluntatem domini sui alienare inter vivos vel in ultima voluntate. Tamen, si donator ille homo dicte conditionis non tradat res vel accedat alienationi consensus domini feudi et moriatur ille homo, si dominus suus res illas et feuda preoccupet et denunciaret domino feudi quod donator feudatarius ille erat homo suus et res et feuda propter hoc ad eum pertinent et requirant consensum domini feudi paratus ei satisfacere de juribus pro feudo debitis, erit dominus ille jure potior, secundum consuetudinem Tholose, quam donatarii vel legatarii, licet post talem denunciationem laudaret dominus feudi aliis res donatariis vel legatariis; ...'*
- 13 *'si homo de corpore facit testamentum, filiis suis vel nepotibus qui sibi in eadem succedant conditione non extantibus, si homo ille habeat bona, potest de mobilibus donare et tradere; si vero non tradat mobilia donata donatario et decedat donator ante traditionem et dominus illius donatoris occupet bona antequam legatarius vel donatarius adeptus fuerit possessionem legatorum vel donatorum auctoritate judicis vel traditione facta per donatorem, ut dictum est, prevalet occupatio domini et precluditur via petendi donatario vel legatario.'*
- 14 *'homines qui habent dominos possunt bona sua mobilia vendere et alienare et tenere gassallias et recipere nomine gasallie animalia que prius habebant propria et etiam alia sine consensu dominorum suorum.'*
- 15 *'in ecclesia, claustro, salutate et extra vel in cunctis locis'.*
- 16 *'questare et de eis se servire ut de hominibus suis propriis et ligiis'.*
- 17 *'aliquis miles seu burgensis, civis Tholose aut alter civis, non potest auctoritate*

- sua propria hominem suum proprium de corpore infra villam Tholose vel in aliquo loco dicte ville intus muros seu portas Tholose vel barria capere, questare, pignorare aut in aliquo modo forcicare.*'
- 18 A. Combacal, *Recherches sur le servage dans le Midi de la France*, Toulouse, 1897. とりわけその結論部 (p.149) を参照のこと。
- 19 M. Bloch, "Liberté et servitude personnelles au moyen âge, particulièrement en France: contribution à une étude des classes", *Anuario de historia del derecho español*, 10 (1933) (rééd.: in Id., *Mélanges historiques*, Paris, 1963, t.1. 引用はこの再版稿による。), p.313.
- 20 M・ブロック『封建社会』(岩波書店, 1995年), 346-347頁。
- 21 M. Bloch, *Rois et serfs et autres écrits sur le servage*, Paris, 1996, p.90.
- 22 M. Bloch, "Liberté et servitude …", *op.cit.*, p.313, n.1.
- 23 E. Magnou-Nortier, *La société laïque et l'Eglise dans la province ecclésiastique de Narbonne (zone cispyrénéenne): de la fin du VIII^e à la fin du XI^e siècle*, Toulouse, 1974.
- 24 P. Ourliac, "Réalité ou imaginaire: la féodalité toulousaine", *Mélanges Jacques Ellul*, Paris, 1983; Id., "La féodalité méridionale", *Les pays de la Méditerranée occidentale au Moyen Age: Etudes et recherches, Actes du 106^e Congrès national des Sociétés savantes (Perpignan, 1981), Philologie et histoire jusqu'à 1610*, Paris, 1984; Id., "L'esprit du droit méridional", *Midi*, 2 (1987); Id., "La féodalité et son histoire", *Revue historique de droit français et étranger*, 73 (1995).
- 25 P. Petot, "L'hommage servile. Essai sur la nature juridique de l'hommage", *Revue historique de droit français et étranger*, 4^e série, 6 (1927).
- 26 P. Ourliac, "L'hommage servile dans la région toulousaine", *Mélanges Louis Halphen*, Paris, 1951.
- 27 *Ibid.*, p.555 et n. 5 et 6 (ヨハネ騎士修道会に帰属する Puyssoubert 村の農奴のオマージュ)。但し、上述のように、トゥールーズ慣習法では、農奴は動産に対する広範な処分権を持っていた。
- 28 *Ibid.*
- 29 P. Ourliac, "Réflexions sur le servage languedocien", *C. R. de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres*, Paris, 1972; Id., "Le servage à Toulouse aux XII^e et XIII^e siècles", *Mélanges Edouard Perroy*, Paris, 1973.
- 30 Id., "Réflexions …", *op. cit.*, p.586.
- 31 *Ibid. homines de corpore et de casalagio* は 1170 年頃, その数年後に *homines de corpore sine casalagio* が現われるという。

- 32 ウルリヤックが確認している最古の隷属オマージュは 1181 年ローラゲ地方の村 Puysubran の史料である。Id., "L'hommage servile...", *op. cit.*, p.552, n. 2.
- 33 Id., "Le servage à Toulouse ...", *op. cit.*, p.253.
- 34 ウルリヤックは後年になって、神殿騎士修道会の la Selve 管区（ルエルグ地方）のカルテュレルおよびその他の文書を刊行しているが、その際に la Selve 地方の社会に関する詳細な考察を付している。それによれば、しばしば土地とともに譲渡されている同地方の農民が hommes <naturels> と呼ばれているという。Id. et A.-M. Magnou, *Le Cartulaire de la Selve: la terre, les hommes et le pouvoir en Rouergue au XII^e siècle*, Paris, 1985, Chapitre 1, pp.25-26.
- 35 P. Ourliac, "Le servage à Toulouse ...", *op. cit.*, pp.250-251.
- 36 南フランスのいわゆる「平民封 fief roturier」の性格が問題になっているが、当該の点について、H. Richardot, "Le fief roturier à Toulouse aux XII^e et XIII^e siècles", *Revue historique de droit français et étranger*, 4^e série, 14 (1935), pp.524-543.（既述のトゥールーズ慣習法の規定では、H. Gilles, *op. cit.*, *De feudis*, art.127, 132, 134, 139 etc.）
- 37 P. Ourliac, "Le servage à Toulouse ...", *op. cit.*, p.254.
- 38 *Ibid.*
- 39 新村として想定されているのは、11 世紀後半から 12 世紀最初の三分期頃にかけて南西フランスで数多く創られた 'sauvetés' と総称される新村であるが、教会や修道院により宗教的に保護された植民の結果形成された。ウルリヤックは農奴制の研究に先だって、次のような 'sauvetés' に関する研究を公にしている。Id., "Les sauvetés du Comminges, étude et documents sur les villages fondés par les Hospitaliers dans la région des coteaux commingeois", *Recueil de l'Académie de législation*, 18 (1947); Id., "Les villages dans la région toulousaine au XII^e siècle", *Annales ESC*, 3 (1949).
- 40 Id., "Le servage à Toulouse ...", *op. cit.*, p.254 et n.28.
- 41 *Ibid.*, pp.254-255.
- 42 P. Ourliac, "Réflexions ...", *op. cit.*, p.589.
- 43 Dom C. Devic et Dom J. Vaissete, *Histoire générale de Languedoc*, 16 vols., Toulouse, 1872-1904, t. VIII, col. 631, art. XXVII.
- 44 P. Ourliac, "Réflexions ...", *op. cit.*, p.590. 1270 年という年代は、トゥールーズ伯権が最終的に仏王権に統合された 1271 年を念頭に置いているのであろう。
- 45 M. Mousnier, "Jeux de mains, jeux de vilains. Hommage et fidélité serviles dans le Languedoc médiéval (XII^e-XIII^e siècles)", *Histoire et sociétés rurales*, 14 (2000), pp.17-19.

南フランスの農奴制(1)

- 46 P. Gérard et E. Magnou, *Cartulaires des Templiers de Douzens*, Paris, 1965, Cartulaire A, n° 11.
- 47 他に, 'homo ipsius abbatis, manibus junctis', 'homines manibus', 'homo de duobus manibus', 'posuit manus suas in manu abbatis' など。
- 48 M. et A. Gouron. 1974年の時点で, M. グロンはエロー県立古文書館・名誉主任コンセルヴァトゥール, A. グロンはモンブリエ大学法経学部教授。
- 49 M. et A. Gouron, "Hommage et servage d'ourine: le cas des serfs d'Agde", *Mélanges Pierre Tisset, Recueil de mémoires et travaux de la Société d'histoire du droit et des institutions des anciens pays de droit écrit*, VII, Montpellier, 1970.
- 50 1967年に出版された『ラングドック地方の歴史』に於いて, 編纂者でありかつ中世の章を担当した Ph. ヴォルフは, 「農奴制はおそらく12世紀には低地ラングドック地方からは姿を消した⁵⁷⁾」として, 農奴制の地域的拡がりをなおトゥールーズ周辺など高地ラングドック地方のみに限定して紹介しているのである。Ph. Wolf (sous la dir. de), *Histoire du Languedoc*, Toulouse, 1967, p.161.
- 51 実際のところは農奴制の成立を見なかったと考えるべきであろう。
- 52 M. et A. Gouron, "Hommage et servage d'ourine …", *op. cit.*, p.273.
- 53 *Ibid.*, pp.269-270.
- 54 *Ibid.*, p.268 et p.273.
- 55 *Ibid.*, pp.273-274.
- 56 P. Ourliac, "Le servage à Toulouse …", *op. cit.*, p.255, n. 30.
- 57 A. Gouron, "Liberté, servage et glossateurs", *Recueil de mémoires et travaux de la Société d'histoire du droit et des institutions des anciens pays de droit écrit*, XI, Montpellier, 1980.
- 58 M. et A. Gouron, "Hommage et servage d'ourine …", *op. cit.*, pp.270-271.
- 59 *Ibid.*, document I (Archives départementales de l'Hérault, G 31, n° 2) et document II (G 31, n° 1).
- 60 'pro recognicione ipsius masata(e) et homagii'.
- 61 ベジエ北方20キロメートルに位置する。
- 62 M. et A. Gouron, "Un affranchissement de serfs à Laurens (1270)", *Hommage à André Dupont*, Montpellier, 1974. Pièce justificative (Archives départementales de l'Hérault, 1E 110: 2 copies et 1 traduction française).
- 63 'ab hominisco et nexu colonarie et servilis conditione, et ab omni servitute'.
- 64 boaria は牛による夫役, asinaria はロバによる夫役, calcatores はブドウの圧搾, jornales は1日分の労働, opera は労働奉仕, angariae は運搬役, parangariae は付加的運搬役。

- 65 *'(exceptis albergiis) illorum qui nobis albergas dare tenentur.'*
66 *'de masata vel de hominisco'.*
67 *'jure acapiti'.*
68 *'cum consilio nostro vel nostrorum, sanctis exceptis et militibus.'*